

東京外かく環状道路「対応の方針」(素案)に係る三鷹市の要望書(案)に対する市民からのご意見(概要)と市の考え方

凡例

※市民意見欄文末の()は意見の件数。1件は省略

- ①要望に盛り込みました。……………意見を概ね提案どおり要望に盛り込むもの。(既に盛り込まれているものを含む)
- ②要望に趣旨を反映させました。……………意見の趣旨を要望に反映するもの。(既に盛り込まれているものを含む)
- ③対応は困難です。……………趣旨の反映を含め要望に盛り込むことが困難なもの。
- ④事業実施の中で検討を要望します。または検討します。…事業実施段階で判断するもの。
- ⑤その他。……………その他の意見など。

(5)その他のご意見

要望書(案)の項目別	市 民 意 見 (概 要)	対 応	市 の 考 え 方
1 総論	「対応の方針」(素案)は不確定要素が多く、平成18年度6月に国と東京都がまとめた〈これまで頂いたご意見・ご提案と計画の具体化の検討等における考え方〉から前進していない。 今回の「対応の方針」(素案)には、市民の懸念が払拭されるような具体的な対策が示されていないが、市民は2009年2月26日現在も三鷹市が事業着手を容認していないと判断してよいか。	⑤その他。 ⑤その他。	「対応の方針」(素案)は、外環計画が地域に与える影響を極力軽減し、周辺のまちづくりを進めるうえで、基本となる内容が含まれたものであり、現段階での国及び東京都の対応としては、十分に誠意を示したものであり、市としては評価できるものと考えています。 この「対応の方針」(素案)は、外環計画が地域に与える影響を極力軽減し、周辺のまちづくりを進めるうえで基本となる内容が含まれたものですが、検討すべき課題は多岐にわたっており、周辺地域に係る影響を軽減し、良好な環境の維持・創出を図るには、さらに可能な限り市民の意見を反映し、市民が納得する、より具体的な「対応の方針」とする必要があります。 市としては、今後、国及び東京都が「対応の方針」を策定するにあたり、要望書(案)の要望事項について、できる限り同方針に反映させるとともに最大限誠意ある対応を図るよう求めています。
2 個別課題への対応に係る要望 (7)計画検討の進め方 イ市民と協働のまちづくりの推進	環境アセスを白紙にし、事業者の負担により7区市合同で、中立機関による勉強会を行うべきである。	③対応は困難です。	要望書(案)に記載するとおり、学識者などの専門家を交えた勉強会等の継続的な開催を図るなど、それぞれの課題に適した協働のまちづくりを推進することを要望していきます。
その他の意見	三鷹地区検討会の参加者は、意見やアイデアは出したが、事業計画者と意見交換や議論を全くしていないので、課題に対して市民不在のまま主催者が評価したことになっている。 各項目で評価したとしても、条件付きが多く、事業実施段階の事業化、着工後の対処となっている。課題は、やってみなければわからないということになります。	⑤その他。 ④事業実施の中で要望していきま	この「対応の方針」(素案)は、現段階での国及び東京都の対応としては、十分に誠意を示したものであり、市としては評価できるものと考えています。 しかしながら、検討すべき課題は多岐にわたっており、周辺地域に係る影響を軽減し、良好な環境の維持・創出を図るには、さらに可能な限り市民の意見を反映し、市民が納得する、より具体的な「対応の方針」とする必要があると認識しています。 また、国及び東京都において、対応の方針を素案の段階で示してパブリックコメントで意見募集も行っているの、市民不在ということにはならないと認識しています。なお、市の要望書(案)についても、広報やホームページに公表し、広く意見募集を行いました。 設計や工事手法については、環境影響評価に係る項目の基準が達成されることを前提としていますが、市としては、都市計画の変更案に係る意見書や要望書(案)による要望等についても、各段階で実施されるよう求めています。